

新たな時代のニーズに的確に 対応した制度等の整備について

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
実演家著作隣接権センター運営委員 椎名 和夫

1. 検討の前提となる基本的な考え方について①

<検討の目的>

・本WTにおける検討の目的は、IoT・ビッグデータなどの新しい技術を用いたサービスの創出や普及にあたっての著作権法上の課題を解決し、社会を豊かにする新しい文化発展に結びつけていくことであると認識している。



・新しい技術を用いたサービスが、国民のコンテンツを享受する機会等の拡充に資するのであれば、権利の保護と公正な利用のバランスが適切に保たれている限りにおいて、実演家にとっても好ましい。

1. 検討の前提となる基本的な考え方について②

<検討の進め方>

- 問題となっている事実やニーズに基づき、具体的な課題を特定の上、我が国にとって最も望ましい制度設計の在り方を検討すべき。
- 制度設計の在り方については、以下に示す順に検討を進め、それぞれの課題について「グラデーション」をもった解決を図るべき。③の検討は、①および②について十分な検討を行った上で、着手すべき。

①円滑なライセンス体制の構築

- ✓ aRmaによる集中管理の成功
- ✓ 音楽権利者3団体による音楽集中管理センターの活用

②報酬請求権付権利制限規定

③(柔軟な)権利制限規定

- ②および③を検討する場合には、ベルヌ条約等が定めるスリーステップテストに適合するか否かを精査すべき。

2. WTで挙げられた4つのサービスについて①

<4つのサービス>

- (1) 所在検索サービス(あらゆる種類の著作物等が対象になりうる)
- (2) 分析サービス(あらゆる種類の著作物等が対象になりうる)
- (3) 翻訳サービス(言語の著作物が主な対象)
- (4) その他CPS関係サービス(あらゆる種類の著作物等が対象になりうる)

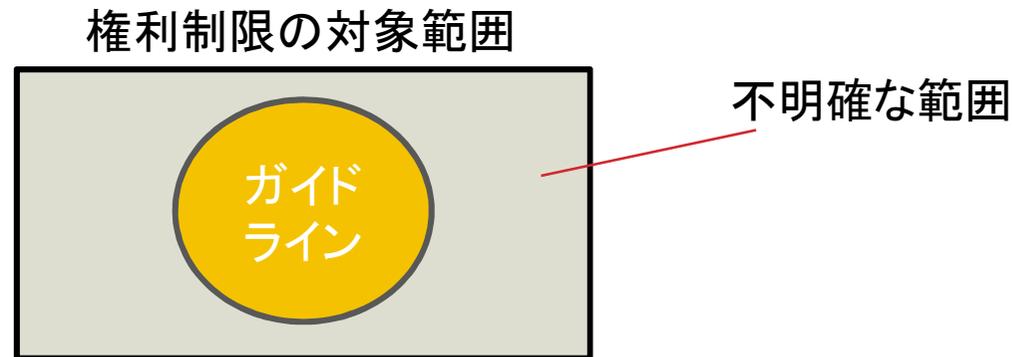
- 各サービスにおいて、実演がどのように利用されるか不明であるため、現時点で権利制限の是非について回答できない。
- 各サービスにおける実演の利用態様等を精査の上、スライド3で述べた検討の進め方に沿って検討すれば、適切な回答が得られると考える。
- 所在検索サービスの内、音楽検索サービスについては、既にサービスに必要な楽曲のフィンガープリント情報などがライセンス契約(無償含む)等に基づき円滑に利用されている実態がある。

2. WTで挙げられた4つのサービスについて②

- 権利制限をする際の正当化根拠として、利用が「軽微」であることが挙げられているが、何をもって「軽微」と判断するのかは、慎重に検討すべき。少なくとも、個々の利用が少量または一部の利用であることをもって安易に「軽微」な利用であると判断すべきではない。
- 同じサービス類型であっても、サービスの提供目的等の性質が違えば、制度的な対応の在り方も変わるため、ビジネス実態をふまえた精緻な検討が必要である。
- 今回挙げられた4つのサービス以外にも、「放送と通信の融合」や「不明権利者の解決」に関連するニーズなど、国民のコンテンツを享受する機会等の拡充に資するという観点から、課題の解決に向けて積極的に検討すべきものも多くあるのではないか。

3. 権利制限規定の柔軟性について①

- 米国のフェア・ユース規定のように、権利制限が許容される一般的な要件を法制化するという手法によって、権利制限規定に柔軟性をもたせるべきとの主張があるが、このような規定では、実際のサービスが権利制限の対象となるか不明確である。
- ガイドラインの策定により、予見可能性を向上させるという主張もあるが、ガイドラインで明確にされた範囲外については、結局不明確である。



- 近年、コンプライアンスに対する意識や要請が高まる中、サービスを提供する事業者にとって、権利制限の対象が明確な個別の制限規定の方が活用しやすい。

3. 権利制限規定の柔軟性について②

- 従って、新しい技術を用いたサービスの創出や普及にあたっての著作権法上の課題の解決に向けて、権利制限を行う場合には、その対象となる利用が明確な個別の制限規定を置くことが有用である。
- 個別の制限規定では、柔軟性を欠くとの指摘があるが、例えば、私的使用のための複製に係る著作権法第30条など、個別の権利制限規定であっても、高度な柔軟性をもたせることは可能である。
- また、権利制限規定の柔軟性についての議論は、どのようなルール形成を司法に委ねるべきかという問題を内包している。著作権法における制度設計は、利用の円滑化と権利の保護の調和を如何にはかるかという、優れて政策的な判断を必要とするもので、このようなルール形成を、一律司法に委ねるべきではない。